

令和3年度 事業報告書

令和3年度事業報告書

本法人は、年金受給者の福祉の増進と経済的救済に寄与することを目的として各事業を実施してきた。

当協会が信用保証業務を行っている独立行政法人福祉医療機構の年金担保貸付事業の廃止を含めた「年金制度の機能強化のための国民年金等の一部を改正する法律」が成立し、令和2年6月5日付で公布され、令和4年3月末で新規貸付の申込受付が終了することが決定された。

当協会では、「年金担保貸付事業の終了後における当協会のあり方検討委員会」報告書に基づき事業の運営にあたっている。

信用保証事業は、(独)福祉医療機構と協議のうえ、令和8年(2026年)4月末までに保証業務を終了させ、住宅団信事業は、厚労省、(独)福祉医療機構と連携して、早期に他の団体に事業を譲渡する方向で進めている。

なお、年金担保貸付終了後においても信用保証業務の終了までの期間に対応できる資金を保証履行引当資産、事業廃止円滑化対応積立資金等で確保している。

本年度に実施した各事業の実施状況及び管理的事項は、次のとおりである。

I 事業実施状況

1 信用保証事業

(1) 信用保証事業の実施

(独)福祉医療機構が行う公的年金受給者の受給権を担保とする融資に係る債務の保証事業については、次のとおり実施した。

① 新規利用件数・保証引受額

令和3年度の信用保証制度の年間利用状況は、新規利用件数は、45,972件、同保証引受額は、237億円であった。

また、令和3年度末の保証引受残高は、108,902件、322億9,857万円(前年度128,332件、356億53万円)であった。

表1：新規保証利用件数と保証引受額の年度推移

区 分	平成29年度	平成30年度	2019年度	令和2年度	令和3年度
新規利用件数	77,800件	74,332件	62,802件	43,756件	45,972件
保証引受額	394億円	386億円	323億円	224億円	237億円
対前年度比(額)	77.9%	98.0%	83.7%	69.3%	105.8%

② 保証料及び保証料収入

保証料は月当たり保証金額 1 万円について、23 円とした。

令和 3 年度の保証料収入は、8 億 6,989 万円（前年度 9 億 7,070 万円）であった。

表 2：保証料の推移

（注）保証料は、対万円／月

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	2019 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
保証料	15.20 円	16.90 円	18.40 円	21 円	23 円	23 円
年率換算	1.82%	2.03%	2.21%	2.52%	2.76%	2.76%

③ 保証履行及び求償債権の管理状況

令和 3 年度の保証履行は、2,824 件、7 億 2,633 万円を行った。（保証履行状況の推移は、表 3 参照。）

令和 3 年度末の求償債権の残高は、255 件、103,091 千円（前年度末 277 件、115,604 千円）であった。

令和 3 年度の求償債権の増減の状況は表 4、債権償却の状況は表 5 のとおりである。

表 3：保証履行状況の推移

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	2019 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
件 数 (前年度比)	4,679 件 (82.5%)	4,260 件 (91.0%)	3,659 件 (85.9%)	3,319 件 (90.7%)	2,824 件 (85.1%)
金 額 (前年度比)	1,341 百万円 (80.3%)	1,147 百万円 (85.5%)	984 百万円 (85.8%)	880 百万円 (89.4%)	726 百万円 (82.5%)
単 価 (前年度比)	287 千円 (97.3%)	269 千円 (93.7%)	269 千円 (100%)	265 千円 (98.5%)	257 千円 (97.0%)

表 4：令和 3 年度求償債権の増減状況

	令和 2 年度末 残高	増加分	減額分		令和 3 年度末 残高
			回収分	債権償却分	
件 数	277 件	29 件	12 件	39 件	255 件
金 額	115,604 千円	10,277 千円	3,841 千円	18,949 千円	103,091 千円

※回収分の内訳：全額一括返済分 6 件、1,349 千円。分割返済分 6 件、2,492 千円。

計 3,841 千円（前年度 1,856 千円。）

表5：債権償却の状況（債権管理規程第22条第3項による報告）

	件数	金額（円）	備考
死亡	16	5,492,370	
破産	3	1,370,992	民法上の破産適用
生活困窮	3	1,425,672	生活保護受給者等
行方不明	0	0	1年以上の所在不明
時効	17	10,659,815	民法上の時効（10年）
合計	39	18,948,849	

（2）団体信用生命保険の契約解除について

協会は、保証依頼者死亡による保証履行の危険負担を分散するために連帯保証委託約款により保証依頼者に団体信用生命保険への加入を条件としていたが、平成31年4月の信用保証申込者より、連帯保証委託約款を改正し、団体信用生命保険への新規加入を停止した。令和3年12月末時点で加入者が50人を下回ったため、「団体信用生命保険契約協定書」により、保険契約の継続が不可能となり、該当借入者については、令和4年1月以降に死亡（高度障害を含む。）された場合、団信保険の請求ができなくなった。

（3）保証履行に関する取扱いについて

（独）福祉医療機構が年金支給庁から提供を受けている年金支給状況（年金支給停止情報）に関する取扱いを変更したことに伴い、協会においても、保証履行に関する手続きの変更等並びに保証履行請求期間の短縮化を令和2年度から実施し、事故から保証履行実行までの期間を短縮した。

（4）求償債権の回収業務

死亡以外の理由で当協会が求償権を取得した債権の回収業務については、平成20年4月より一部の債権について、サービサー（債権回収会社）に委託してきたが、その費用対効果等を鑑み、令和2年度から、原則としてサービサーに委託することとした。

2 債務引受事業及び団体信用生命保険加入事業

（1）年金住宅融資に係る債務引受事業

令和3年度は会員からの新規の債務引受の申し込みはなかった。
賛助会員については、17会員である。（（独）福祉医療機構を含む。）

（2）年金住宅融資に係る団体信用生命保険加入事業

同事業については、令和3年度においては、特約料を据え置き、表6のとおり実施した。なお、令和3年1月～12月の保険料率については、10円31銭と前年の9円91銭から引き上げになった。

同事業の団体信用生命保険加入件数は、令和4年3月末で201件（前年度273件）と前年度より72件の減少となった。事業の実施状況の推移は、表7のとおりである。

なお、この事業については、検討委員会報告書に基づき、厚労省、（独）福祉医療機構と連携して早期に他の団体に移管するために、関係者間協議を実施しているところである。

表6：特約料

		団 体 別		
		一般事業主	労栄協会	兵庫生協
特約料 (対万円/月)	令和3年度			
		6.49円	8.42円	10.31円

※平成25年度に特約料を改定後、据え置きを実施している。

表7：利用状況の推移

年 度	平成29年度	平成30年度	2019年度	令和2年度	令和3年度
加入件数(年度末)	575件	448件	366件	273件	201件
支払件数	6件	4件	5件	1件	5件
支払保険金	11,077千円	4,982千円	10,527千円	406千円	4,114千円

II 管理的事項

1 評議員会

(1) 第21回評議員会（定時評議員会）（書面）

令和3年6月21日

第1号議案 任期満了に伴う理事及び監事の選任について

第2号議案 任期満了に伴う評議員の選任について

報告事項1 令和2年度事業報告について（事業報告書）

報告事項2 令和2年度決算について（決算書）

報告事項3 常勤理事の特別手当の額について

(2) 第22回評議員会（書面）

令和3年10月15日

議 案 堀口理事辞任に伴う理事及び監事1名の選任について

報告事項1 会計監査人に対する報酬について

報告事項2 理事長及び業務執行理事の職務執行状況について

(3) 第23回評議員会（書面）

令和4年3月17日

- 第1号議案 「定款」の一部改正について
- 第2号議案 「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」の一部改正について
- 報告事項1 令和4年度事業計画について（事業計画書）
- 報告事項2 令和4年度予算について（収支予算書）
- 報告事項3 令和4年度資金調達及び設備投資の見込みを掲載した書類について
- 報告事項4 理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告について

2 理事会

(1) 第29回理事会（書面）

令和3年6月4日

- 第1号議案 令和2年度事業報告について（事業報告書）
- 第2号議案 令和2年度決算について（決算書）
- 第3号議案 常勤理事の特別手当の額について
- 第4号議案 第21回評議員会（定時評議員会）について

(2) 第30回理事会（書面）

令和3年6月21日

- 第1号議案 代表理事（理事長）選定の件
- 第2号議案 常務理事選定の件

(3) 第31回理事会（書面）

令和3年10月4日

- 第1号議案 会計監査人に対する報酬について
- 第2号議案 第22回評議員会の招集について
- 報告事項 理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告について

(4) 第32回理事会

令和4年2月25日

- 第1号議案 令和4年度事業計画について（事業計画書）
- 第2号議案 令和4年度予算について（収支予算書）
- 第3号議案 令和4年度資金調達及び設備投資の見込みを掲載した書類について
- 第4号議案 第23回評議員会の招集について
- 報告事項 理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告について

3 厚生労働省年金局、(独)福祉医療機構との打ち合わせ

当協会の今後の事業に関する課題等を議論するため、協会、厚生労働省年金局、(独)福祉医療機構の三者で打ち合わせ会議を3回実施した。

(打ち合わせ会実施状況)

実施年月日	主 な 議 題
令和 3 年 7 月 14 日	・年金担保貸付の貸付状況について ・新型コロナウイルスの影響による条件変更の事故口債権予定者について ・協会の平成 2 年度事業報告及び決算について 他
令和 3 年 11 月 11 日	・年金担保貸付の貸付状況について ・保証履行状況について ・年金担保信用保証の電算システムの令和 7 年 4 月以降の運用方法について
令和 4 年 3 月 14 日 (書面)	・協会の令和 4 年度事業計画及び収支予算について

4 住宅団信事業の移管に係る関係者間協議について

年金住宅融資に係る団体信用生命保険加入事業については他の団体への移管のため、厚生労働省、(独)福祉医療機構、移管予定先団体等を含めた関係者間協議を定期的実施した。

(関係者間協議の実施状況)

実施年月日	主 な 議 題
令和 3 年 11 月 29 日	・「主要課題及び対応方針」「大まかなスケジュールの共有」 ・(サービス協会より) 現行事務の説明 ・今後の関係者間協議の進め方
令和 3 年 12 月 23 日	・(サービス協会より) 一般事業主への確認結果報告 ・(幹事保険会社より) 新たな団信の形(案)の説明
令和 4 年 1 月 27 日	・(サービス協会より) 現行事務の説明 ・(幹事保険会社より) 第 2 回の宿題対応報告 ・(移管予定団体より) 第 2 回の宿題対応報告 ・(福祉医療機構より) 現時点での検討状況報告

5 常勤役職員の給与の削減措置及び非常勤役員の報酬削減の実施

・協会の財政状況に資するため、2019 年 4 月から、当分の間、常勤役職員の基本給月額を段階的に減額しており、令和 3 年度においては、常勤役員の基本給を平成 30 年度の基本給の 30%減とし、職員については、平成 30 年度基本給の 20%減とした。

・非常勤の理事長、理事、監事、評議員の報酬を 10%減額した。

事業報告に係る附属明細書

〔 令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで 〕

記載項目なし

[参考]

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則

第34条 法第123条第2項の規定により作成すべき事業報告及びその附属明細書については、この条の定めるところによる。ただし、他の法令に別段の定めがある場合は、この限りではない。

2 事業報告は、次に掲げる事項をその内容としなければならない。

一 当該一般社団法人の状況に関する重要な事項（計算書類及びその附属明細書の内容となる事項を除く。）

二 法第76条第3項第3号及び第90条第4項第5号に規定する体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要

3 事業報告の附属明細書は、事業報告の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。